

税金

日本に居住している限りはその国籍にかかわらず、納税義務があります。
住民税のしくみをわかりやすく説明したパンフレット「東京 23 区の住民税」を配っています。
言語：英語、中国語、ハンゲル
場所：納税課、課税課の窓口

税金の分類



個人所得に対してかかる税金

所得税（国税）

- 所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1 年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。
- 所得税などの確定申告とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。所得税などの確定申告期間はその年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。
- 給与の支払いを受ける大部分の方は、勤務先で年末調整により所得税などが精算されるため確定申告をする必要がありません。なお、給与収入が 2000 万円を超える人や、2 か所以上から給与を受けている人などは申告する必要があります。

- 確定申告をする義務のない方でも、多額の医療費を払った場合、災害や盗難にあった場合、年の途中で退職し、再就職していない場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

お問い合わせ：

世田谷税務署

電話：03-6758-6900

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 3～4 階

北沢税務署

電話：03-3322-3271

所在地：松原 6-13-10

玉川税務署

電話：03-3700-4131

所在地：玉川 2-1-7

東京国税局電話相談センター

電話：03-3821-9070（英語対応）

住民税（特別区民税と都民税を合わせたもの）

その年の 1 月 1 日現在居住している区市町村が取り扱う税金です。

住民税を課税される人

1. その年の 1 月 1 日に世田谷区に住んでいて、前年中に所得のあった人

税金

在日本居住的人，不论国籍，每人都有纳税的义务。

我们正在分发是容易理解居民税结构的小册子“东京 23 区的居民税”。

语言：英语，中国语，韩国语

地点：纳税课，税金计算课办理部门

税金的分类



根据个人收入所需支付的税金

所得税（国税）

- 所得税是对个人所得征收的税金，从 1 年的全部所得中扣除所得后，根据余额的纳税所得适用税率计算税额。
- 所得税等确定申报是指，计算 1 月 1 日至 12 月 31 日为止 1 年间产生的所有所得金额及其对应的所得税等，在申报期限之前提交确定申报书，并对源泉征收的税金和预付纳税所缴纳的税金等进行多退少补的结算程序。所得税等的确定申报期间为当年之后次年的 2 月 16 日到 3 月 15 日。
- 大部分领取工资的人，工作单位会在年末调整中核算所得税等，因此不需要进行确定申报。而工资收入超过 2000 万日元的人以及从两处以上的单位领取工资的人需要申报。
- 即使是没有确定申报义务的人，在支付了大额医疗费时，遭遇灾害或失窃时，年中离职，未再就

业时，进行确定申报后可返还源泉征收的所得税。

问讯处：

世田谷税务署

电话：03-6758-6900

所在地：若林 4-22-13

世田谷合同厅舍 3、4 楼

北泽税务署

电话：03-3322-3271

所在地：松原 6-13-10

玉川税务署

电话：03-3700-4131

所在地：玉川 2-1-7

东京国税局电话咨询中心

电话：03-3821-9070（通过英语进行应答）

居民税（特别区民税和都民税的合并）

需向该年 1 月 1 日时所居住地的区市町村上缴的税金。

缴纳居民税的对象

1. 该年 1 月 1 日在世田谷区居住，且在前 1 年有收入者。

2. 現在世田谷区に住んでいなくても、1月1日に世田谷区に事務所や事業所などを持っている人（均等割のみ課税）
- ※ 現在収入のない人でも、前年中に一定金額以上

の所得があれば課税されます。

- ※ 年の途中で、世田谷区から区外に、転出した人でも、1月1日に住んでいた住所である世田谷区に税金を納めなければなりません。

その他の税金

消費税

日本の消費税率は10%（酒類・外食を除く飲食料品などは8%）で、買い物をした時に加算された金額をその場で支払うこととなります。消費税を含めた価格表示と含めない価格表示があります。

固定資産税・自動車税（納税証明書）など

お問い合わせ：世田谷都税事務所

電話：03-3413-7111

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 5~6 階

住民税の申告

1. 所得が給与収入のみで、勤務先（会社など）から世田谷区に給与支払報告書が提出されている人
申告：必要なし。ただし、年末調整で控除されていない各種控除を受ける場合は申告してください。
2. 所得が年金収入のみの人
申告：必要なし。各種控除を受ける場合は申告してください。
3. 税務署に確定申告した人
申告：必要なし。
※ 確定申告書の第2表「住民税・事業税に関する事項欄」に該当する項目がある場合は、忘れずに記入してください。
4. 1.2.3. 以外で「住民税・事業税を課税する人」に当てはまる人
申告：必要あり。
申告先：課税課
5. 所得のなかった人または所得が45万円以下の人
申告：必要なし。ただし下記の場合は申告をお願いします。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金に加入している人
- 児童関連手当を受給している人
- 教育（例：就学援助）、高齢福祉（例：電話料金の助成）、障害福祉（例：補装具費の支給）、保育などのサービス、各種給付金を受けている人
- 課税（非課税）証明書を必要とする人（ビザの延長、奨学金の受給、保育園の入園、住宅関係、シルバーパスなど）

お問い合わせ：課税課

課税第1係（世田谷地域）

電話：03-5432-2169

課税第2係（北沢・砧地域）

電話：03-5432-2174

課税第3係（玉川・烏山地域）

電話：03-5432-2184

FAX：03-5432-3037（課税課共通）

住民税の納付方法

1. 口座振替
納期限内に口座から自動引き落としになります。申込方法は区のホームページをご確認ください。
2. 電子マネー決済
専用のスマートフォンアプリをインストールし、納付書にあるバーコードを読み取って納付できます。au PAY、d払い、J-Coin、LINE Pay、PayPayに対応しています。納付金額が30万円以下の納付書のみ利用可能です。
3. クレジットカード決済（ブラウザ経由での納付）
パソコン、スマートフォンなどから専用サイト

「ネット de モバイルレジ」にアクセスし、納付書に記載の「納付書番号」「確認番号」を入力することで、クレジットカード納付ができます。納付金額が100万円未満の納付書のみ利用可能です。

4. インターネットバンキング決済

株式会社NTTデータが提供する専用アプリ「モバイルレジ」を利用するとスマートフォンなどで納付できます。納付金額が30万円以下の納付書のみ利用可能です。

2. 即使现已不在世田谷区居住，但 1 月 1 日在世田谷区拥有事务所或办事处等的人（只均等征税）。
※ 现在已无收入，但前 1 年有一定金额以上的收入者，仍要被课税。

※ 年间从世田谷区迁出者，仍然要向 1 月 1 日时所居住地即世田谷区缴纳税金。

其他税金

消费税

日本的消费税率为 10%（酒类·外出就餐除外的食品等为 8%），在购买物品时同时加算。包括含消费税在内的价格提示和不包含的价格提示。

固定资产税、汽车税（纳税证明书）等

问讯处：世田谷都税事务所

电话：03-3413-7111

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同厅舍 5、6 楼

住民税的申报

1. 所得只有工资收入，工作单位（公司等）向世田谷区提交了工资支付报告书的人
申报：不需要。但想接受未在年末调整中体现的各种扣除时请申报。
2. 所得只有年金收入的人
申报：不需要。想接受各种扣除时请申报。
3. 在税务署进行了确定申报的人
申报：不需要。
※ 确定申报书的第 2 表“住民税·事业税相关事项栏”有应填内容时，请勿忘记填写。
4. 除 1.2.3. 以外符合“住民税·事业税课税对象”的人
申报：需要。
申报地：税金计算课
5. 无所得的人或所得不超出 45 万日元的人
申报：不需要。但符合下述情形时请申报。

- 加入了国民健康保险、看护保险、后期高龄者医疗制度、国民年金的人
- 领取儿童相关津贴的人
- 接受教育（例：入学援助）、高龄福利（例：电话费的补助）、残疾福利（例：辅助器具费用的支付）、保育等服务和各类给付金的人
- 需要课税（非课税）证明的人（延长签证、领取奖学金、进入保育园、住宅相关、老年公交卡等）

问讯处：税金计算课

税金计算第 1 系（世田谷地区）

电话：03-5432-2169

税金计算第 2 系（北泽·砧地区）

电话：03-5432-2174

税金计算第 3 系（玉川·乌山地区）

电话：03-5432-2184

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

住民税的缴纳方法

1. 账户转账
金额在到期日从账户中自动扣除。
申请方法请查看区主页。
2. 电子货币支付
可以通过安装专用的智能手机应用程序，扫描缴纳单上的条形码进行支付。支持 au PAY、dPay、J-Coin、LINE Pay 和 PayPay。只适用于缴纳单金额在 30 万日元以下的支付。
3. 信用卡支付（通过浏览器支付）
通过电脑或智能手机访问专用的“NET de Mobile Reji”网站，并输入缴纳单上的“缴纳单

番号”和“确认番号”，即可进行信用卡支付。只适用于缴纳单金额在 100 万日元以下的支付。

4. 网上银行支付

利用 NTT 数据公司提供的专用应用程序“Mobile Reji”，即可在智能手机等设备上完成支付。只适用于缴纳单金额在 30 万日元以下的支付。

5. 現金納付

金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局（東京都・山梨県及び関東各県所在のみ）、区役所の窓口で納付できます。納付金額が30万円以下の納付書の場合は、コンビニエンスストアでも納付できます。

- ※収入が給与収入のみの場合は、原則、給与から税金が差引かれ、勤務先が区へ納入します。
- ※公的年金などを受給されている方は、公的年金からの差引きで納めていただく場合があります。
- ※軽自動車税（種別割）の納付については、全国のゆうちょ銀行・郵便局でご利用いただけます。

また、納付書に印字されている「eL-QR」を読み取って納付することもできます。詳細は地方税共同機構のホームページをご覧ください。

- ※クレジットカードでの決済は、納付額に応じた決済手数料がかかります。

お問い合わせ：納税課

納税相談係（納税の相談）

電話：03-5432-2208

収納・税証明係（課税・納税証明書について）

電話：03-5432-2197

FAX：03-5432-3012（納税課共通）

自動車などの所有者にかかる税金

■軽自動車税（種別割）（特別区税）

4月1日現在、原付バイク（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車、軽自動車（660cc以下）、オートバイ（125cc超）を所有している人にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月11日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）から5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

※障害がある方への減免制度があります。普通自動車を含め、障害がある方1人につき1台です。納期限までに申請してください。減免を受けられる障害の範囲や、車両の要件が決まっているので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：課税課管理係

電話：03-5432-2163 FAX：03-5432-3037（課税課共通）

■自動車税（種別割）（都税）

4月1日現在、普通自動車または小型自動車の車検証に記載されている所有者にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

- ※障害がある方への減免制度があります。軽自動車を含め、1人1台です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：東京都自動車税コールセンター

電話：03-3525-4066

- ※「自動車などの登録と廃車」についてはP.146参照

納付期限より前に帰国される方は

帰国前に、納税管理人を定めるか、前もって税金を納付する必要があります。詳しくは、お問い合わせください。課税課課税第1～第3係 ※P.82参照

課税証明書・納税証明書が必要な方は

住民税の証明書を申請する際は、必要な証明書の種類（課税証明書、納税証明書）や年度を事前にお確かめください。証明書は、1月1日に居住していた区市町村が発行します。例えば、令和5年度の証明書が必要な場合は、令和5年1月1日に居住していた区市町村が発行します。そのため、1月1日時点で日本に居住していなかった人には、証明書を発行することができません。証明書を取得するためには、住民税の申告をする必要がある人もいます。※P.82参照

なお、所得税の証明書は、現在の住所地を管轄する税務署で発行しますので、そちらにお問い合わせください。



5. 现金支付

可以在金融机构、邮政银行及邮局（仅限东京都、山梨县和关东各县）、区政府窗口缴纳。缴纳单金额在 30 万日元以下时，也可以在便利店支付。

※ 如果只有工资收入，原则上税款会直接从工资中扣除，并由工作单位向区缴纳。

※ 如果有年金收入等，税款也可能直接从年金中扣除。

※ 轻型汽车税（种类比例）可以在日本全国的邮政银行和邮局支付。或者通过扫描缴纳单上的

“eL-QR” 码进行支付。详情请浏览地方税共同机构的主页。

※ 信用卡支付时，需要根据缴纳金额支付相应的结算手续费。

问讯处：纳税课

纳税咨询系（纳税咨询）

电话：03-5432-2208

收缴·税证明系（关于课税·纳税证明书）

电话：03-5432-2197

传真：03-5432-3012（纳税课通用）

汽车等所有者的负担税金

■ 轻型汽车税（种类比例）（特别区税）

截至 4 月 1 日，将向持有电动摩托（125cc 以下）、迷你汽车、小型特殊汽车、轻型汽车（660cc 以下）、摩托车（超过 125cc）的人征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限为 5 月 11 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）至 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）。

※ 残疾人士可享受减免制度，含普通汽车在内为每位残疾人 1 人 1 台，请在缴纳期限前申请。可获得减免的残疾范围以及车辆条件有所规定，详情敬请咨询。

问讯处：税金计算课管理系

电话：03-5432-2163

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

■ 汽车税（种类比例）（都税）

截至 4 月 1 日，将向普通汽车或小型汽车车检上记载的所有者征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限到 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）为止。

※ 残疾人士可享受减免制度，含轻型汽车在内为 1 人 1 台。详情敬请咨询。

咨询

东京都汽车税电话中心

电话：03-3525-4066

※ 关于“汽车的登记与报废”请参照 P.147

在交款期限前回国的入

回国之前，请决定纳税管理人或提前办理缴纳手续或指定纳税代理人进行申告。

详情敬请咨询。税金计算课课税第 1～第 3 系 ※ 请参照 P.83

需要课税证明书、纳税证明书时

在申请住民税证明书时，请事前确认证明书的种类（课税证明书，纳税证明书）及年份。证明书由所需证明书记载年份的 1 月 1 日时点申请人所居住的区市町村的有关机构办理。例如，需要 2023 年度的证明书时，于 2023 年 1 月 1 日所居住的区市町村发行。因此，1 月 1 日时点未在日本居住的住民无法发行证明书。需要取得证明书的部分人员，有必要进行住民税申报。※ 参照 P.83

此外，个人所得税的证明书由现居住地所属的税务署发行，请向当地咨询。

国民健康保険

国民健康保険（Kokumin Kenko Hoken）とは

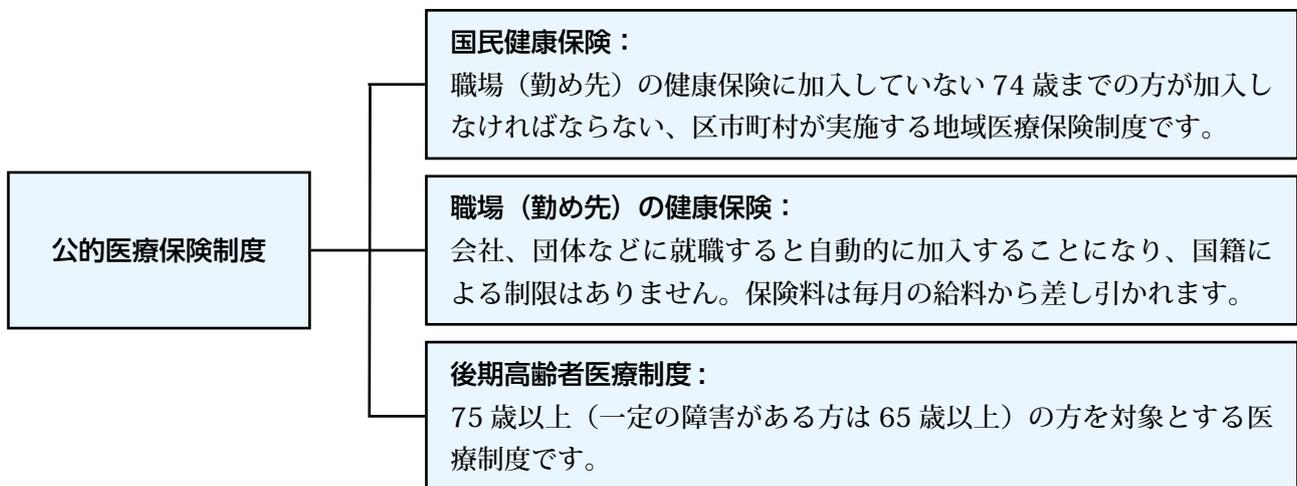
病気やケガなどで、医療機関などにかかったときの経済負担を軽くするため、ふだんから保険料を出し合っただけで医療費に充てる、相互扶助を目的とした公的医療保険制度のひとつです。加入者には国民健康保険証を発行します。

国民健康保険のしくみや手続きを説明した冊子「国民健康保険のてびき」があります。

言語：英語、中国語、ハンゲル

配布場所：国保・年金課、総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンターの窓口（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）

区のホームページもあります。



お問い合わせ：国保・年金課管理係

電話：03-5432-2328 FAX：03-5432-3038

外国人の国民健康保険

■住民票に記載された外国人の方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、以下の方を除きます。

- 職場などの日本の公的医療保険に加入している方、またはその扶養家族の方
- 生活保護を受けている方
- 75歳以上の方（後期高齢者医療制度の適用になります）
- 在留資格が「特定活動」で、
 - ① 医療を受ける活動またはその活動を行う者の日常生活上の世話をする活動などの方
 - ② 1年を超えない期間滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方と、これに同行する配偶者の方

• 日本と社会保障協定が締結されている国の社会保障制度に加入していて、協定国の政府から「適用証明書」の交付を受けている方

※加入しなければならなくなった日から14日以内に届出てください。

■住民票に記載のない方は加入対象となりません。ただし、在留資格が「公用」の方や、在留期間が3か月以下の方で、3か月を超えて日本に滞在することが証明できる場合は、国保・年金課資格賦課までお問い合わせください。

※私的（民間）医療保険に加入していても国民健康保険に加入する義務があります。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

国民健康保险

国民健康保险 (Kokumin Kenko Hoken)

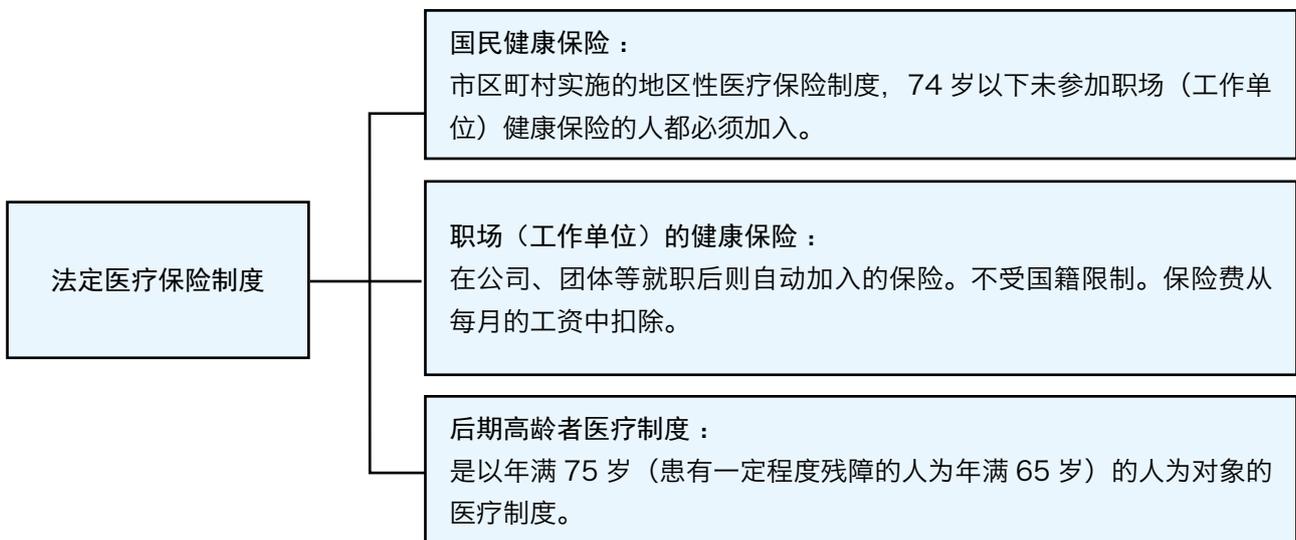
是指为减轻因生病或受伤等时在医疗机构等受诊时经济负担，以平时共同交付的保险费来补充的医疗费用，以相互扶助为目的的法定性医疗保险制度之一。并向加入者发放国民健康保险证。

提供关于国民健康保险制度及手续的“国民健康保险指南”。

语言：英语，中国语，韩国语

分发地点：国保・年金课，综合支所区民窗口，各办事处，社区振兴中心部门（太子堂、经堂、北泽、等等力、用贺、二子玉川、成城、乌山除外）

区主页上也有公布。



问讯处：国保・年金课管理系

电话：03-5432-2328 传真：03-5432-3038

外国人的国民健康保险

- 住民票所记载的外国人必须加入国民健康保险。但以下人士除外。
 - 加入了工作单位等日本公共医疗保险的人或其抚养的家人
 - 接受生活保护的人
 - 年满75岁的人（适用后期高龄者医疗制度）
 - 在留资格为“特定活动”，
 - ① 进行医疗活动的人或对进行医疗活动的人提供日常生活照顾的人
 - ② 不超过1年停留时间进行旅游、疗养等相关活动的人及其同行的配偶者
 - 加入了与日本签订社会保障协定的其他国家的社会保障制度，从协定国政府获得了“适用证明书”的人

※ 请在必须加入日起14天以内提交申请。

- 没有住民票记载者不为加入对象。但在留资格为“公用”，或在留期间不超过三个月者，如果可以证明在日本滞留要超过3个月时，请向国保・年金课资格赋课咨询。
- ※ 即便已加入民间医疗保险者，仍有义务加入国民健康保险。

问讯处：

国保・年金课资格赋课

电话：03-5432-2331

传真：03-5432-3038

加入するときは

■届出のときは、世帯主および加入者の「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」（住民票と相違ない場合のみ）とあわせて、本人確認ができる以下のいずれかのものをお持ちください。

- ①在留カード・特別永住者証明書
- ②官公署発行の写真入り証明書（運転免許証、日本国発行のパスポートなど）

※なお、在留資格が「特定活動」の方は、上記のほかに、出入国在留管理庁から発行された「指定書」が添付されたパスポートもお持ちください。

■職場の公的医療保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき：
退職日を証明できる文書（被扶養者がいないと

き）、資格喪失証明書もあわせて必要です。

■外国や他の区市町村から世田谷区に転入したとき：

住民票の転入の届出をするときに、加入の手続きを同時にすることができます。

■日本国内からの転入で加入する場合
転出証明書（証明書に国保「有」と記載）も必要です。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当
各出張所

※まちづくりセンターは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険料

国民健康保険の保険料は、加入者の前年中（前年1月1日～12月31日）の所得に応じて負担する「所得割額」と加入者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」の合計額になります。40～64歳の加入者は、「介護分の保険料」の所得割額と均等割額が保険料に加算されます。

なお、未就学児にかかる保険料の均等割額は5割軽減されます。

保険料、保険給付などの計算に必要ですので、収入がなかった方、少なかった方も毎年1月1日現在の住所地へ住民税の申告をしてください。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険給付

病気やケガをしたとき、国民健康保険を扱う医療機関の窓口で保険証を提示すると、保険医療費の一部負担金を支払うことで診療を受けられます。また、一部負担金が高額になった際には高額療養費が、出産の際には出産育児一時金が、死亡の際

には葬祭費が支給されます。ただし、支給には要件があります。要件や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※必ず治療前に国民健康保険証を医療機関に提示してください。

医療費 100% の負担内訳	
区市町村負担 70%（保険料、国や都の補助など）	一部負担金 30% （年齢などにより異なります）※

※0～6歳は20%、70～74歳は20%または30%

お問い合わせ：国保・年金課保険給付係

電話：03-5432-2349 FAX：03-5432-3038

加入时

■ 申报时请与户主及加入者的个人编号卡或通知卡（仅限与住民票没有差异时）一起，携带可确认本人身份的以下任意一项资料

- ① 在留卡或是特别永住者证
 - ② 公方发行的有照片的证明书（驾驶执照、日本国发行的护照等）
- ※再者，持「特定活动」在留资格者，除了以上的证件外，还需携带附有出入境在留管理厅发行的「指定书」的护照。

■ 退出工作单位的公共医疗保险时、丧失被抚养者资格时：
需提示可证明退职日期的文件（没有被抚养者时），以及资格丧失证明书。

■ 从国外以及其他区市町村迁入世田谷区时：可以在提交住民票的迁入申告的同时办理加入手续。

■ 从日本国内迁入加入时
需要迁出证明书（证明书上记载了国保“有”）。
申请窗口：国保・年金课资格赋课、
综合支所区民窗口区民主管、
各办事处
※ 社区振兴中心不受理。

问讯处：

国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

保险费

国民健康保险的保险费为根据加入者上年（上年1月1日～12月31日）所得而负担的“所得比例额”和每名加入者均等负担的“均等比例额”的合计金额。40～64岁的加入者在保险费中加算“看护部分保险费”的所得比例额和均等比例额。
此外，未入学儿童的均等比例额会有50%的减额。

因需要计算保险费、保险支付等金额，请没有收入的人、收入较少的人也向每年1月1日居住的地区申报住民税。

问讯处：

国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038

保险给付

生病或受伤时在可用国民健康保险的医疗机构的窗口出示此证，只需支付保险医疗费的部分负担金就可接受诊疗。此外，在部分负担金为高额时可以领到高额疗养费，分娩时可以领到分娩育儿补助金，

死亡时可以领到丧葬费。但支付存在条件。条件和手续方法等详情敬请咨询。

※ 请务必在治疗前向医疗机构出具国民健康保险证。



※0～6岁为20%，70～74岁为20%或30%

问讯处：国保・年金课保险给付系

电话：03-5432-2349 传真：03-5432-3038

支払い方法

■口座振替（原則）

保険料の支払いは年金天引きの方を除き、原則口座振替です。

お申し込みは区のホームページから「Web 口座振替受付サービス」をご利用いただくか、口座振替の申請書をご請求ください。

■窓口での支払い（納付場所）

金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、世田谷区役所保険料収納課、総合支所くみん窓口、出張所（まちづくりセンターを除く）

コンビニエンスストア（バーコード付きの納付

書に限る）

■その他の支払い方法

①スマートフォン決済アプリを使った電子マネーやモバイルバンキングによる支払い

②パソコンやスマートフォンなどからクレジットカードを使った支払い（窓口では利用できません）

※詳しい利用方法は、区のホームページを確認してください。

お問い合わせ：保険料収納課収納係

電話：03-5432-2339 FAX：03-5432-3038

脱退するときは

■職場など他の日本の公的医療保険に加入したり、その被扶養者になったとき

脱退する方全員の「国民健康保険証」と「職場の健康保険証」および世帯主と脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」（住民票と相違ない場合のみ）を持参し、脱退の届け出をしてください。脱退の手続きは郵送や電子申請でも可能です。

【郵送で届出をする場合】

次の①から④を国保・年金課資格賦課までお送りください。

- ①新しく加入した健康保険の保険証（脱退する方全員分）のコピー
- ②世田谷区国民健康保険証（原本）（脱退する方全員分）
- ③世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」のコピー
- ④申出書「勤務先などの健康保険に加入した」という申し出、氏名、住所、個人番号、昼間連絡の取れる電話番号を記入

【電子申請で届出をする場合】

先にスマートフォンなどのカメラで次の①、②の画像ファイルを用意してから、電子申請システムで申請してください。

①新しく加入した健康保険の保険証（脱退する方全員分）

②世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」

詳しくは区のホームページをご覧ください。



■世田谷区から転出するとき・出国するとき

住民票の転出の届出をするときに、脱退の手続きも同時に完了します。その際、世田谷区の国民健康保険証をお持ちください。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険証の記載事項に変更のあるとき

■転居による住所変更、世帯主の変更：

14日以内に住民票の転居・世帯主の変更の届出をしてください。

■氏名、生年月日、性別の変更：

出入国在留管理庁に届出をしてください。お手もとに変更後の内容が記載された在留カードが届きましたら、国民健康保険証の書き換えにお越しください。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

まちづくりセンター

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

支付方法

■ 账户转账（原则上）

保险费原则上采用账户转账的方式支付，但养老金先行扣除除外。

申请手续可以通过区主页的“Web 账户转账受理服务”，也可以通过申领账户转账申请书。

■ 在柜台付款（付款地点）

金融机关、邮政银行 / 邮局、世田谷区役所保险费收纳课、综合支所区民窗口、出張所（不包括社区振兴中心）

便利店（仅限带条形码的付款单）

■ 其他支付方式

①使用智能手机支付应用程序通过电子货币或手机银行进行支付

②通过电脑或智能手机使用信用卡支付（不能在柜台使用）

※ 有关使用方法的详细信息，请查看区的主页。

问讯处：

保险费收纳课收纳系

电话：03-5432-2339

传真：03-5432-3038

退出时

■ 加入工作单位等其他日本公共医疗保险时、成为其被扶养者时

请持全体退出者的“国民健康保险证”和“单位健康保险证”及户主和全体退出者的“个人号码卡”或“通知卡”（仅限与住民票没有差异时），办理退出申报。退出手续也可以通过邮寄或电子方式办理。

【通过邮寄办理时】

请将以下① - ④的资料邮寄到国保・年金课资格赋课。

- ① 新加入的健康保险证复印件（退出者全员）
- ② 世田谷区国民健康保险证（原件）（退出者全员）
- ③ 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”的复印件
- ④ 退出申请表，填写“已加入单位等的健康保险”信息、姓名、住址、个人号码、白天可以联系的电话号码

【通过电子方式办理时】

先用智能手机等拍摄备好以下①、②的图像文件，然后通过电子申请系统进行申报。

- ① 新加入的健康保险证（退出者全员）
 - ② 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”
- 详情请浏览区主页。



■ 迁出世田谷区时・离开日本时

在住民票迁出申报的同时可完成退出手续。届时请携带世田谷区的国民健康保险证。

申请窗口：国保・年金课资格赋课

综合支所区民窗口区民主管

各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

问讯处：国保・年金课资格赋课

电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038

保险证所记载的事项发生变更时

■ 由于迁居而发生住址变更、户主变更时：

请在 14 天以内提交住民票的迁居・户主变更的申告。

■ 姓名、出生年月日、性别的变更：

请向出入境在留管理厅提交申请。在收到载有变更后内容的在留卡后，请来办理国民健康保险证的更改手续。

申请窗口：国保・年金课资格赋课、

综合支所区民窗口区民主管、

各办事处

社区振兴中心

问讯处：

国保年金课资格赋课

电话：03-5432-2331

传真：03-5432-3038

国民年金

国民年金（Kokumin Nenkin）とは

- 老齢・障害・死亡などによって生活の安定がそなわれる状態になったときの、生活保障を主な目的とした公的年金制度のひとつです。
- 20歳から60歳までの日本に住む方のうち、厚生年金に加入していない全ての方が加入の対象です。ただし在留資格が特定活動のうち医療滞在や1年未満の観光・保養の方は適用除外となります。
- 加入期間中は毎月保険料の納付が必要です。経済的理由などで納付が難しい場合は、免除・納付猶予・学生納付特例制度をご利用ください。
- 厚生年金加入期間と合わせて10年以上納付・免除などをすると、65歳から「老齢基礎年金」を受給することができます。
- 「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」などの給付制度もあります。

国民年金に加入した方に対し、国民年金の保険料などを説明したちらし「国民年金の加入手続きをされた方へ」を配っています。

言語：英語、中国語、ハンゲル

場所：国保・年金課国民年金係の窓口

公的年金制度と加入者

公的年金には、国民年金と厚生年金の2種類があります。

厚生年金（報酬比例部分）

国民年金（基礎年金）			
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、学生の方など（第2号、第3号被保険者以外の方） 【保険料】 個人での納付です	会社員や公務員など厚生年金に加入している方 ※65歳以上70歳未満で老齢および退職を事由とする年金の受給権者は除く 【保険料】 個人で納付する必要はありません 加入している年金制度（厚生年金）の保険料に含まれて給与から天引きされています	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で第3号被保険者関係届出済みの方 【保険料】 個人で納付する必要はありません 第2号である配偶者が加入している厚生年金から拠出されています	第1号・第2号・第3号に該当しないが、希望により加入している方 ●高齢任意加入 ●国外任意加入 【保険料】 個人での納付です ※任意加入は保険料が免除にはなりません

お問い合わせ：日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

日本年金機構ホームページ



国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356

FAX：03-5432-3051

国民年金

国民年金 (Kokumin Nenkin)

- 是指以保障因年老、身残或死亡等生活稳定受到威胁者的基本生活为目的的法定养老金制度之一。
- 20 岁至 60 岁在日本居住的人中，所有未加入厚生年金的人为加入对象。
但在留资格为特定活动中的医疗停留或未满 1 年的观光·疗养者不适用。
- 在加入期间，每个月都需要进行缴纳保险费。
由于经济原因缴纳困难时，请利用免除、延迟缴纳、学生缴纳的特例制度。
- 和厚生年金加入期间合计缴纳、免除达到 10 年以上时，自 65 岁起就可以领取“老龄基础年金”。
- 还有“残疾基础年金”，“遗属基础年金”，“寡妇年金”，“死亡临时金”等的给付制度”。

对于已加入国民年金者，发放有说明国民年金保险费资料《致完成国民年金加入手续者》。

语言：英语，中国语，韩国语

地点：国保·年金课国民年金系的办理部门

公益养老金制度和加入者

公益养老金分为国民养老金和厚生养老金两种。

厚生养老金 (报酬比例部分)

国民年金 (基础年金)			
第 1 号被保险人	第 2 号被保险人	第 3 号被保险人	任意加入被保险人
在日本居住的 20 岁以上，60 岁未滿的自营业者，学生等 (第 2 号，第 3 号被保险人以外者) 【保险费】 个人缴纳	会社社社及公务员等加入厚生年金者 ※65 岁以上 70 岁未滿的老龄者以及由于退职事由的已获年金享受权者除外 【保险费】 不需要个人缴纳 包含在所加入的年金制度 (厚生年金) 的保险费，已经从工资中先行扣除。	被 2 号被保险人抚养的 20 岁以上 60 岁未滿的配偶者，第 3 号被保险人相关手续已递交者 【保险费】 不需要个人缴纳 由第 2 号的配偶者所加入厚生年金里拨出。	都不属于第 1 号·第 2 号·第 3 号的范畴，但根据希望，已加入者。 ●高龄任意加入 ●国外任意加入 【保险费】 个人缴纳 ※任意加入时，保险费不能免除。

问讯处：日本年金机构世田谷年金事务所

电话：03-6844-3871 (总机)

传真：03-6844-3872

日本年金机构主页



国保·年金课国民年金系

电话：03-5432-2356

传真：03-5432-3051

国民年金に加入するときと手続きに必要なもの

■職場の厚生年金をやめたとき、厚生年金加入の配偶者の扶養ではなくなったとき：

- ①資格喪失証明書（被扶養者がいないときは、退職日の証明書でも可能）
- ②年金手帳または基礎年金番号通知書
- ③（持っている人は）「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード（住民票の内容と相違ない場合のみ）」
- ④日本の官公署発行の写真入り証明書（運転免許証・在留カード・パスポート・マイナンバーカード（個人番号カード））

■入国したとき：

- ※先に住民登録の転入手続きをしてください。
 ※入国日時点で厚生年金に加入している人は、国民年金加入手続きは不要です。
- ①パスポートまたは在留カード（入国日がわかるもの）
 - ②（持っている人は）年金手帳または基礎年金番号通知書

■申請窓口：国保・年金課国民年金係

総合支所くみん窓口区民担当
各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱い
ません。

区役所で受け付けている届出内容については、
全て年金事務所でも受付が可能です。

お問い合わせ：

・日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871(代表) FAX：03-6844-3872

・国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356 FAX：03-5432-3051

脱退一時金

保険料納付済期間が6か月以上あり、何の年金も受けずに出国した場合、出国日から2年以内に申請することにより、一時金として掛金の一部が支払われます。

お問い合わせ：

・ねんきんダイヤル

電話：0570-05-1165（国内から）

電話：81-3-6700-1165（国外から）

・日本年金機構 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-3421-1147

社会保障協定

年金の二重加入防止や加入期間の通算などについて各国と二国間協定を結んでいます。

二国間協定を結んでいる国

⇒ ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン

※イギリス・韓国・中国については年金加入期間を
通算することはできません。

お問い合わせ：日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

■日本年金機構世田谷年金事務所は、業務内容により2か所に分かれています

・世田谷年金事務所

（年金加入などの届出、保険料の納付相談など）

世田谷 1-30-12

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

・世田谷年金事務所三軒茶屋相談室

（年金受給の相談・請求手続きなど）

太子堂 4-1-1 キャロットタワー 13階

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-3421-1147

加入国民年金时以及办理手续所需要的资料

■ 当退出所在单位的厚生年金时，或当不再是加入了厚生年金的配偶的抚养对象时：

- ① 资格丧失证明书（如果没有被抚养者，也可以提供退休日期证明）
- ② 养老金手册或基础养老金号码通知书
- ③（持有者）「个人号码卡（个人号码卡）」或「通知卡（仅在与住民票的内容无差异的情况下）」
- ④ 日本政府机关出具的印有照片的证明（驾驶执照、在留卡、护照、个人号码卡（个人号码卡））

■ 入境时：

- ※ 请先办理住民登记的转入手续。
- ※ 入国时已加入了厚生年金的人，无需办理加入国民年金的手续。
- ① 护照或在留卡（显示有入境日期的内容）
- ②（持有者）年金手册或基础养老金号码通知书

■ 申请窗口：国保・年金课国民年金系

综合支所区民窗口区民主管

各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

区政府接受的申报内容，在年金事务所也同样全部受理。

问讯处：

・ 日本年金机构世田谷年金事务所

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-6844-3872

・ 国保・年金课国民年金系

电话：03-5432-2356

传真：03-5432-3051

退一次性补助

保险费已缴纳期间达到6个月以上者，在未领取任何年金出国时，从出国日起在2年内提出申请，即可作为一次性补助费支付缴纳的部分年金。

问讯处：

・ 年金咨询电话

电话：0570-05-1165（日本国内）

电话：81-3-6700-1165（海外）

・ 日本年金机构 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-3421-1147

社会保障协定

就防止年金的双重加入和加入时间的总计等问题分别与以下各国间缔结了两国协定。

（缔结了两国协定的国家）

德国，英国，韩国，美国，比利时，法国，加拿大，澳大利亚，荷兰，捷克，西班牙，爱尔兰，巴西，瑞士，匈牙利，印度，卢森堡，菲律宾，斯洛伐克，中国，芬兰，瑞典

※ 对英国、韩国和中国不能合并计算年金加入期。

问讯处：日本年金机构世田谷年金事务所

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-6844-3872

■ 日本年金机构世田谷年金事务所按业务内容分两处办公。

・ 世田谷年金事务所

（年金加入等申请、缴纳保险费咨询等）

世田谷 1-30-12

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-6844-3872

・ 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室

（领取年金咨询、申领手续等）

太子堂 4-1-1 Carrot Tower 13 楼

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-3421-1147